

# 子育て応援ブック



与那原町

# 子育て応援ブック

## 目次

I	町立・認可保育所（園）のご案内	2P
II	保育実施時間・その他保育事業等	3P
	幼児教育・保育の無償化制度のご案内	4P
III	町内認可外保育園のご案内	5P
IV	子育て応援施設のご案内	
	・子育て支援センター	5P
	・一時預かり事業	6P
	・親子通園事業おひさま	6P
	・児童館	7P
VI	放課後児童クラブのご案内	8P
VII	その他子育て支援事業のご案内	
	・ファミリーサポートセンター	9P
	・病児・病後児保育事業	9P
	・ひとり親認可外保育料助成	10P
VIII	経済的支援	
	・児童手当	11P
	・児童扶養手当	12P
	・特別児童扶養手当	13P
	・母子及び父子家庭等医療費助成	13P
	・子ども医療費助成	14P
	・ひとり親家庭等支援事業	15～17P
	・与那原町母子寡婦福祉連合会	18P
IX	障がい児の支援 《福祉課》	
	・障害者手帳及び療育手帳	19P
	・補装具費	19P
	・日常生活用具費	19P
	・障がい児（者）の医療費助成	19P
	・障がい児の医療（自立支援医療・育成医療）	19P
	・障害児福祉手当	20P
	・その他の福祉サービス	20P
X	母子保健事業 《健康保険課》	
	・親子健康手帳交付	21P
	・妊婦学級	21P
	・新生児及び2カ月児訪問	21P
	・こんにちは赤ちゃん事業	21P
	・乳幼児健診及び健康相談	21P
	・予防接種	22P
XI	お子さんが病気になったら	
	・町内医療機関・電話相談	23P

## 町立・認可保育所（園）のご案内

保育所とは、保育を必要とする児童を入所させ、保育を実施する児童福祉施設です。本町には、町立保育所（1箇所）、認可保育園（8箇所）、家庭的保育事業（2箇所）、小規模保育事業（5箇所）の保育施設があります。

### 入所対象児童

小学校就学前までの「保育を必要とする」乳幼児で集団保育が可能であること。「保育を必要とする」とは、保護者が就労又は疾病等のため家庭で保育することができない場合を言います。（詳しくは入所案内冊子（町ホームページからダウンロード可 <https://www.town.yonabaru.okinawa.jp/kosodate/youchien/index.html>）をご確認ください。）



### 町内保育施設一覧

		施設名	電話番号	所在地	
認可 保 育 所 ・ 園	町立	阿知利保育所	098-946-3106	字与那原3209	
	法人	浜田ハピネス認定こども園	098-945-2342	字与那原1775	
		友愛保育園	098-946-2632	字東浜95-5	
		すみれ保育園	098-946-2324	字板良敷1425	
		コスモス保育園	098-946-5262	字与那原2943-2	
		与原保育園	098-945-3808	字与那原950-3	
		東の森保育園	本園	098-944-3858	字与那原3857-1
			分園	098-943-8673	
			保育園与那原ベアーズ	098-975-7557	字与那原1186-1
			保育園与那原ベアーズⅡ	098-894-8795	字上与那原488-2
家庭的 保 育	家庭的保育 きらら	098-946-4900	字与那原 995-2		
	おれんじはうす	098-946-4928	字与那原 801-3		
小規模 保 育	のびるひろば	098-917-4141	字上与那原 311-3		
	友愛乳児園	098-945-0231	字与那原 71-1		
	竹の子乳児園	098-945-7175	字与那原 2910-1		
	あしびな保育園	098-943-2685	字与那原 3632-2		
	どんぐりの木保育園	098-944-1608	字与那原 950-3		

## 保育実施時間・その他保育事業等

保育施設名		月曜日～金曜日		土曜日		特別支援 保育事業	一時 預かり 事業		
		保育 標準時間	延長保育	保育 標準時間	延長 保育				
認可 保育所 (園)	町立	阿知利保育所		7:15 ～	18:15 ～	7:15 ～	×	○	×
	法人	浜田ハピネス認定こども園		18:15	19:15	18:15	×	○	×
		友愛保育園		7:00 ～	18:00 ～	7:00 ～	×	○	○
		すみれ保育園					×	○	○
		コスモス保育園					×	○	○
		与那原保育園					×	○	○
		東の森 保育園	本園				×	○	×
			分園				×	○	×
		保育園与那原 <sup>ハ</sup> アース <sup>ス</sup>					×	○	○
	保育園与那原 <sup>ハ</sup> アース <sup>ス</sup> II		×				○	○	
家庭的	きらら		7:15 ～	18:15 ～	7:15 ～	×	×	×	
	おれんじはうす		18:15	18:45	18:15	×	×	×	
小規模	友愛乳児園		7:00 ～	18:00 ～	7:00 ～	×	×	×	
	のびるひろば					×	×	×	
	竹の子乳児園					×	×	×	
	どんぐりの木保育園					×	×	×	
	あしびな保育園					7:00 ～	18:05 ～	7:00 ～	×

## 申し込み方法

毎年、次年度申込の一齐受付期間があります。受付期間内に、与那原町役場子育て支援課にて申し込みをしてください。

※事前に子育て支援課にて配布する入所案内冊子で必要書類を確認してください（冊子の配布時期は、町広報誌およびホームページにてお知らせいたします）。

※受付期間終了後の申込は、欠員待機となります。

## 延長保育

給付認定保育時間を超えて保育を行う場合のことをいいます。

※各園にて延長保育料が発生します。



## 特別支援保育

発達や特性にあわせた支援が必要な児童に対して、特別支援保育を実施しています。  
※希望する方は、子育て支援課へご相談ください。



## 一時預かり

保育所に入所していない児童で、一時的に保育が必要となる児童や、私的な理由により保育が必要となる児童をお預かりします。

※利用については、実施保育園へ直接お問い合わせください。

## 幼児教育・保育の無償化制度のご案内

3～5歳児クラス等（0～2歳児は住民税非課税世帯を対象）の子どもについて、無償化のための申請をして施設等利用給付認定を受けた場合は利用料が無償になります（利用施設等によって上限あり）。

### 対象と範囲

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

施設種別 クラス	認可 保育所等	施設型給付幼稚園・ 認定こども園		私学助成幼稚園		認可外 保育施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児 クラス	○	○	○	○	○	○
満3歳児		○	×	○	×	
住民税非課税世帯の 満3歳児		○	○	○	○	
住民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	○					○

※「満3歳児」とは、3歳になった日から最初の3/31までにある子どもをいいます。

※認可保育所等、預かり保育、認可外保育施設等の無償化においては、保育の必要性の認定が必要です。

※利用（予定）施設の施設種別は、直接施設へご確認ください。

### 給付方法

無償化の方法には、法定代理受領（保護者に代わって施設が役場へ請求）または償還払い（利用料支払後の領収書で保護者が役場へ請求）があります。詳しくは、施設等利用給付認定通知に同封されるチラシまたは町ホームページをご確認ください。

\*町ホームページ：<http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/kosodate/musyouka/index.html>

\*無償化専用ダイヤル（子育て支援課）：098-945-6666

## 与那原町内認可外保育園のご案内



入所は各園での受付となります。直接、園へお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	適用年齢
友愛幼稚園	与那原71-1	098-945-0301	1歳以上
ゆかぜ第二保育園	与那原3123-1	098-943-2724	生後6ヶ月～1歳児

<県内（那覇市以外）・那覇市の認可外保育所施設一覧 アクセスアドレス>

**沖縄県** <https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kosodate/ninkasido/ninkagai-joho.html>

**那覇市** <https://www.city.naha.okinawa.jp/child/hoikuen/hoikusyo/ninkagai/index.html>

### その他施設

施設名	所在地	電話番号	適用年齢	備考
ぽんぽん	与那原688	098-943-0675	1歳～小学生	夜間子ども預り
ほしぞら学童	与那原3861 仲里アパート109	090-1940-4459	幼稚園	一時預かり
友愛幼稚園	与那原71-1	098-945-0301	幼稚園	一時預かり

## 子育て応援施設のご案内



### 子育て支援センター

育児や子育てでいろいろ気になることや、困っていることなど、どんなことでも一人で悩まずご相談ください。また、近くに友達がいない、遊ぶ場所が少ない…そんな思いのお母さん、お子さんと一緒に遊びに行きませんか。おもちゃや絵本など、自由に遊べる場所を提供しています。

名称	実施場所・連絡先	対象者	活動日時
子育て支援センター すまいる	海風児童館 2階 098-882-8518 070-5536-3507	就学前幼児と保護者	月～金 9:00～14:00 利用:1日10組まで ※予約制
	東浜コミュニティーセンター 070-5536-3507	概ね3歳以下の幼児 と保護者	火・金 9:00～12:00 利用:1日5組まで ※予約制
子育て支援事業 ひだまり	浜田ハピネス認定こども園内 098-944-0644	妊娠中の方から、 就学前幼児と保護者	月～金 9:30～12:00
子育てサークル バンビクラブ	あかぎ児童館 098-945-1015	就学前幼児と保護者	毎月1回 ※活動日の詳細は お問合せください。 10:00～12:00

☆利用料金は無料です。活動内容によっては実費徴収あり。

☆バンビクラブは自主サークルです。

## 一時預かり事業

保護者のパート就労や疾病・出産などにより、一時的に家庭保育が困難な場合にお子さんを保育します。

☆実施場所：支援センター「すまいる」内

☆申し込み：子育て支援課にて利用申し込みが必要となります。

☆対象年齢：6ヶ月～就学前のお子さん（与那原町在住の方）

☆対象理由：①就労形態による保育 \*週3回を限度

・パートで働いている方

・職業訓練や資格取得のため、学校に通っている方等

②緊急的保育 \*1回につき5日程度

・病気、事故、出産、介護、冠婚葬祭でやむを得ない理由の方

③私的理由による保育 \*週1日を限度

・保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担により育児の支援が必要な方

☆給食：昼食・おやつ（アレルギーの子は、弁当持参です）

☆連絡先：「すまいる」098-882-8518

時 間	AM9:00~PM5:00（月曜日～金曜日） ※延長保育はありません
料 金	1日……………4時間以上 1800円 午前半日（9時～13時）……4時間未満 900円 午後半日（13時～17時）

## 親子通園事業おひさま

「おひさま」とは、丁寧なかかわりが必要な児童等（就学前までの児童）に対し、親子で通園し、遊びなどを通して、日常生活における基本動作などについて、保護者とともに考え、子どもに対する正しい知識と認識を深めるとともに、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。

☆通園日時

月・木：年長 火・金：年少 水：合同（午前10時～12時）

（ただし、国民の祝日、慰霊の日、12月29日～1月3日は休園）

☆場 所：町営阿知利団地 1階団地集会室

☆連絡先：080-7984-9462



## 児 童 館

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、明日を担う子どもたちに健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにするため、スポーツ、レクリエーション、文化活動などを通して心身ともに健やかに育つことを目的としています。

与那原町立あかぎ児童館

所在地 : 与那原912番地

連絡先 : 945-1015

与那原町立海風（うみかじ）児童館

所在地 : 板良敷109番地

連絡先 : 882-8508

### ☆対象者

1. 0歳～18歳未満の児童。5歳未満については保護者同伴とします。
2. 一般、地域の方

### ☆利用時間

月曜日～土曜日（午前10時から午後5時まで）

### ☆休館日

日曜日・国民の祝日・慰霊の日・年末年始（12月29日～1月3日）・第3土曜日

### ☆利用手続き

児童館の窓口で受付して下さい。（利用登録し、「利用カード」を作りましょう。）



◎児童館には下記のルールがあります◎

## じどうかんでの5つのルール

あそべるのは0才から  
18才の子どもと  
その保護者だよ。



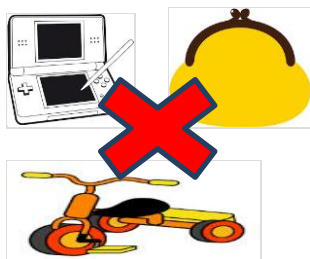
5才になるまでは  
かならずおとなの人と  
来てね。



学校の帰りに直接こない  
で家に帰って、かばんを  
おいてから来てね。



たいせつなおもちゃや  
お金などをもってこ  
ないでね。



小学生以上の子どもだけ  
で来るときはお家の人と  
なんじに帰るかお約束し  
てから来てね。



ルールを守って楽しく  
児童館を利用しましょう。





## 放課後児童クラブのご案内

学童クラブは、保護者の労働などにより、昼間保護者のいない家庭の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって児童の健全育成・指導を実施しています。運営時間など、詳しい内容については直接、各学童までお問い合わせください。



### 放課後児童クラブ

校区	クラブ名	所在地	電話番号	土曜日 開設
与那原小学校	ビュウラ学童クラブ	与那原 447	098-945-2986	○
	学童クラブなかよし広場	与那原 67-4	098-946-6408	○
	そらまめ学童クラブ	与那原 635	098-945-2548	○
	竹の子学童クラブ	与那原 843	098-945-2383	○
	まある学童クラブ～森	与那原 1750-3 2階	098-943-3610	○
与那原東小学校	なないろ学童	板良敷 119-1 201・202	098-917-5979	○
	きらり学童クラブ 1くみ	板良敷 708-5	098-946-1244	○
	きらり学童クラブ 2くみ	板良敷 708-5	098-955-6712	○
	まある学童クラブ～風	板良敷 477 番地3	080-9854-7449	○
	友愛学童クラブ	与那原 71-1	070-3802-6491	○

### 申し込み方法

☆入所申し込み期間及び受付場所

毎年、次年度申込の一齐受付期間があります。

受付期間内に、与那原町役場子育て支援課へ必要書類を提出してください。

(事前に募集案内冊子を各学童クラブで配布します。必要書類を確認してください)

※申込人数が定員を超えた場合や受付期間終了後の提出は、入所保留となります。



### その他施設

学童名	所在地	電話番号	土曜日の 開設状況	対象学年
ほしぞら学童	与那原 3861 仲里アパート 109	090-1940-4459	○	小学生

## その他子育て支援事業のご案内

### ファミリーサポートセンター

子どもの一時預かりや保育所や塾への送迎、病児や病後児の預かりなど、子育てを地域で相互援助することをお手伝いするサービスです。

また必要に応じて、おねがい会員（子育て支援を必要とする方）と、サポート会員（子育て支援を行う方）と、両方会員（支援を必要とし又、サポートする事ができる方）をつなげる役割を行います。

#### ☆おねがい会員

- ・0歳～18歳未満の児童を現に育児している方
- ・与那原町に居住または勤務している方



#### ☆サポート会員

- ・与那原町、西原町、中城村または三町村に隣接している市町村に居住の方

#### ☆両方会員

- ・おねがい会員、サポート会員両方希望する方

#### ☆利用手続き☆

直接、お問い合わせください。TEL：098-988-1914

### 病児・病後児保育事業



保育所に通所中の児童等が当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことや病気の回復期であるため集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かり保護者の子育てと就労の両立を支援します。

#### ☆利用方法

事前に与那原町役場 子育て支援課で登録手続きをし、利用時は申請書に必要事項を記入のうえ、病院へ提出してください。

☆実施施設：医療法人ひまわりの会 太田小児科医院  
(西原町字小橋川164番地の1 TEL098-946-5081)

☆利用時間：午前8時30分～午後5時30分

※土曜日は3時30分までの利用です。

木曜日の午後・日曜日・祝祭日はお休みになります。

☆利用料金

①保育料	2,000円（一人日額）		
	1,000円（非課税世帯）	0円（生活保護世帯）	
②食費	500円		



## ひとり親認可外保育料助成

ひとり親世帯の認可外保育施設保育料が軽減されます。

### ☆対象世帯

- 与那原町保育の必要性の認定に関する条例により認定を受けた児童が認可保育園（所）へ入所申請をしているにも関わらず、保育所の定員に空きがない等の理由で入所できなかったひとり親世帯。
- 未就学児が認可外保育施設を利用しているひとり親世帯。
- 対象児（0～2歳まで）がいるひとり親世帯（課税世帯）。
- 認可外保育施設に関しては、県知事に届出をしている施設とします。

### ☆ひとり親とは

児童扶養手当の支給要件を満たしている保護者であること、又は与那原町ひとり親世帯医療費助成事業の受給資格を満たしている保護者。

### ☆軽減額

認可外保育料（入会金・送迎費・教材費は含まない）が、認可保育所保育料（与那原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例により決定した保育料）より高い場合、差額を児童一人当たり月額33,000円を上限に軽減されます。



## 経済的支援

### 児童手当

父母その他の保護者など、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を応援することを目的とした手当です。

#### ☆対象となる児童

国内に居住している（留学中の場合を除く）中学修了前の児童



#### ☆支給額

児童の年齢	手当額（1人あたり月額）	特例給付
3歳未満	一律 15,000 円	一律 5,000 円
3歳以上小学校修了前	10,000 円 (第3子以降は 15,000 円)	
中学校修了前	一律 10,000 円	

※特例給付…児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

#### ☆支給時期

年3回（6月、10月、2月）、それぞれの前月分までの手当を支給します。

※お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、申請が必要です。  
（公務員の場合は勤務先に申請が必要です）



## 児童扶養手当

父母の離婚等により児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

### ☆対象者

次のいずれかにあてはまる児童（18歳に達した日以降最初の3月31日までの者）を監護している母や、その児童を監護し生計を同じくしている父、父または母にかわって児童を養育している養育者に支給されます。なお、児童が心身に中程度以上の障がいをもつ場合は20歳に達する月まで手当が受けられます。

1. 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
4. 父または母の生死が明らかでない児童
5. 父または母が1年以上遺棄している児童
6. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
7. 父または母が1年以上拘禁されている児童
8. 婚姻によらないで生まれた児童
9. 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童



### ☆申請方法

手当を受けるには、役場窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。沖縄県知事の認定を受ける事により支給されます。

- 印鑑
- 戸籍謄本（申請者と児童のもの）
- 預金通帳（申請者名義）
- 健康保険証（申請者と児童のもの）
- 年金手帳（申請者のもの）
- 所得証明書（1月1日に与那原町に住所がなかった方）
- アパートの契約書一式（申請者名義）
- マイナンバー（申請者・対象児童・扶養義務者）  
\*扶養義務者とは、同一住所の方で、申請者の三親等以内で、所得の高い方



※申請者によって必要書類が異なりますので、必ず事前にお問い合わせ下さい。

## 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童について、児童を家庭で養育している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している養育者に児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

### ☆受給資格者

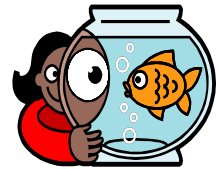
手当を受けることができる人は、身体や精神に『特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3』に該当する程度の障がいがある児童の父母または父母にかわってその児童を養育している養育者が対象です。（ただし、所得制限があります）

### ☆申請方法

手当を受けるには、役場窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。沖縄県知事の認定を受けることにより支給されます。

- 対象児童の診断書（申請日から2カ月以内のもの）  
＊所定の様式がありますので、事前にお問い合わせください
- 戸籍謄本（申請者と児童のもの）
- 預金通帳（申請者のもの）
- マイナンバー（申請者・配偶者・対象児童・扶養義務者）
- 所得証明書（1月1日に与那原町に住所がなかった方）
- 印鑑
- 身障手帳、療育手帳（内部障害以外）

※申請者によって必要書類が異なりますので、必ず事前にお問い合わせ下さい。



## 母子及び父子家庭等医療費助成

母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部が助成されます。

### ☆支給対象者

- ①母子家庭の母と児童
- ②父子家庭の父と児童
- ③養育者が養育する児童

※ただし、児童が18歳に達した日の属する年度の3月末日までが対象となります。

### ☆助成の範囲

各医療保険に係る自己負担金から保険医療機関ごとに1,000円/月を差し引いた額を助成します。（他の法律等で負担する分、各保険による付加給付分、高額療養費の分は除かれます。）

### ☆申請方法

- 印鑑
- 戸籍謄本（申請者と児童のもの）
- 預金通帳（申請者のもの）
- 健康保険証（申請者と児童のもの）
- 年金証書（障害年金・遺族年金等を受給している方のみ）
- 所得証明書（1月1日に与那原町に住所がなかった方）



## 子ども医療費助成

子どもの医療費助成は、医療費の一部を助成することにより、子どもの健やかな育成を支援するための制度です。

### ☆対象

	対象児童	助成方法
通院	0歳から中学卒業まで	現物給付 (窓口支払いなし)
入院	0歳から中学卒業まで	現物給付 (窓口支払いなし)
	中学卒業から 18歳到達後の3月末まで	自動または窓口償還 (窓口で一旦支払い)



### ☆受給者証申請時の必要書類

- お子さんの名前が記載されている健康保険証
- 保護者の方の預金通帳

※受給者の状況によって、その他必要書類などを提出していただく場合もあります。

※通院の支給方法は現物給付となっておりますので、受診料助成金の申請は不要です。  
ただし、現物給付に対応していない医療機関を受診された場合の診料助成金の申請は、診療を受けた日の翌月から2年以内に子育て支援課へ提出してください。  
その際、当該医療費の領収証、資格者証をご持参ください。

※検診・予防接種・文書料等の保険適用外は助成対象にはなりません。

※必ず、資格者証の裏面の注意事項をご覧ください。



# ひとり親家庭等支援事業

## 1. 児童扶養手当支給

母子及び父子家庭等の親に対し、手当を支給します。

## 2. 母子父子家庭等医療費助成事業

18歳未満の児童を養護するひとり親世帯等の医療費を助成します。



## 3. ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業

認可保育園（所）に空きがない等の理由により子どもを認可外保育施設に入所させているひとり親家庭等に対し、認可外保育施設がその利用料の全部又は一部を減免した場合において、当該施設へ減免相当額を補助します。

※【減免額】＝【認可外保育施設利用料】－【認可保育所保育料】

※補助上限額：0歳～2歳までの子ども（住民税課税世帯を対象） 33,000円

## 4. ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要になった場合に、ヘルパー（家庭生活支援員）を派遣します。

## 5. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母又は父子家庭の父や寡婦の経済的自立と生活の安定と、児童の福祉向上を図るため、母子家庭等の親や子どもに対し、12種類の貸付制度があります。

## 6. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退者含む）ひとり親家庭の親とその児童が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座（通信制講座も含む）の受講費用の軽減を図ります。

## 7. 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険法で定める指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の60%（12,000円以上で200,000円を上限）を支給します。

※対象は町村に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父

※雇用保険法で定める一般教育訓練給付金の支給を受けるひとり親に対しては、費用の6割（上限200,000円）との差額を支給します。





## 8. **高等職業訓練促進給付金等事業**

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間中について、高等職業訓練促進給付金として月額10万円（最終学年在学時には月額14万円）、（課税世帯の場合：月額70,500円、最終学年在学時には月額110,500円）を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。

※対象は町村に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父

## 9. **ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業**

8の高等職業訓練促進給付金等事業受給者を対象に入学時（入学準備金500,000円と、就職時（就職準備金200,000円）に貸付を行います。

養成機関修了後、資格を活かして5年間修業した場合は、返済が免除されます。

## 10. **ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業**

ひとり親家庭の高校生を対象にバス通学費の負担軽減を行い、ひとり親家庭の生活の安定と教育環境の充実を図ります。

## 11. **母子家庭等就業・自立支援センター事業**

ひとり親家庭等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや、養育費専門相談員による養育費の相談など生活支援サービスを提供します。

(1) 就業相談事業 就業に関する相談や求人情報の提供等

(2) 就業支援講習会

- ①介護職員初任者研修
- ②介護福祉士実務者研修
- ③パソコン研修
- ④調剤事務講座
- ⑤介護福祉士国家試験対策講座
- ⑥家庭生活支援員養成講習会

(3) 特別相談事業

離婚、借金等、日常の諸問題の解決に向けた弁護士による法律相談等

(4) 養育費相談支援事業

養育費の取得率の向上を図るため、週3日（水・金・土）配置された「養育費専門相談員」による相談

(5) 面会交流支援事業

面会交流に係る事前相談や面会交流の援助等の支援を行います。



## 12. **ひとり親家庭等生活向上事業**

家庭での育児、児童のしつけなど子どもへの世話や親としての接し方に悩みをもつひとり親家庭を対象に生活支援講座を開設するとともに、各種相談に応じます。





### 13. **母子・父子自立支援プログラム策定事業**

児童扶養手当受給者の自立・就業支援のために、相談者と面接し、求職活動や職業能力開発の取組の状況、自立目標や支援内容を設定、これらを記載した計画書（自立支援プログラム）を策定します。また、ハローワークとの連携（就労支援事業）のもと、これに基づいた支援を実施します。

### 14. **ひとり親家庭技能習得支援事業**

ひとり親の就労環境の改善等に役立つ技能習得のための講座を実施し、併せて現場実習（OJT）や技能習得時における子育て支援を行い、ひとり親家庭の親の雇用形態の改善と生活基盤の安定を図ります。（募集期間あり）

※申請・お問い合わせ先：沖縄県ひとり親家庭技能習得支援センター（☎098-988-4200）

### 15. **ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業**

ひとり親世帯の方や40代50代の中高年齢者の求職者に対し、個々の状況に応じて事前研修（2日間、5日間等）と職場訓練（短期雇用契約：3ヶ月等）を組み合わせ実施し、安定雇用に繋がります。（募集期間あり）

※お問い合わせ先：公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会（☎098-887-4099）

### 16. **沖縄県ひとり親家庭生活支援モデル事業**

住宅支援を中心に、子育て支援、就労支援、子どもへの学習支援等、それぞれの家庭に応じた支援を総合的に行うことで、ひとり親家庭が地域の中で自立した生活を営むことができることを目指します。

※申請・お問い合わせ先：沖縄県マザーズスクエアゆいはあと（☎098-943-7775）

沖縄県与那原町字東浜95-7 バディーハウス102

### 17. **沖縄県離婚前後親支援事業**

沖縄県では、養育に関する取り決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るため、「公正証書等作成支援」・「養育費保証契約支援」の費用について補助金を交付し、ひとり親の方を支援しています。

※申請・お問い合わせ先：沖縄県青少年・子ども家庭課 母子福祉班（☎098-866-2174）

※1～5の申請受付窓口：与那原町役場 子育て支援課（☎098-945-6520）

※6～8のお問い合わせ先：南部福祉事務所（☎098-889-6364）

※9～13のお問い合わせ先：

公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会（☎098-887-4099）

※その他お問い合わせ先：与那原町役場 子育て支援課（☎098-945-6520）



## 与那原町母子寡婦福祉連合会

与那原町母子会とは・・・

ひとり親家庭と寡婦の皆さんが、「共に支えあい、助け合う輪を広げ、明るい未来づくりのために」皆で協力し合い活動する福祉団体です。

就労・資格支援をはじめ、悩みごとの相談や、ひとり親家庭の親子交流・情報交換・親睦を深める事業を実施しています。

☆年会費・・・1,000円（1世帯）

親子のイベント

- ・おしゃべり会（交流会）毎月第3金曜日開催
- ・ピクニック
- ・夏休み宿題サポート
- ・クリスマス会
- ・県母連運動会
- ・新入学児童激励会
- ・フリーマーケット
- ・LINEにて食糧支援情報の配信など

奨学資金激励金給付の相談窓口

- ・母子家庭激励金
- ・奨学金：県母連入学激励金・県母連奨学金給付
- ・各企業が行う奨学金・給付金について



YONABARU.BOSHIKAI

Instagramやってます！

\*その他、沖縄県母子寡婦福祉連合会の事業についてはホームページをご確認ください。

県母連アドレス：<http://www.okiboren.jp/>

☆お問い合わせ☆

与那原町母子寡婦福祉会（町社会福祉協議会内）

TEL：098-945-3016



# 障がい児の支援

☆問い合わせ先：与那原町 福祉課 TEL 098-945-1525

## 障害者手帳 及び 療育手帳

障害者手帳とは、心身に障がいのある方がさまざまな支援やサービスを利用するうえで必要なものです。

手帳の種類は障がいの状況により3種類あります。

- ① 身体障害者手帳
- ② 療育手帳（知的障がいをお持ちの方）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳

手帳の種類によって必要書類や手続き方法が異なります。



## 補装具費

障がい児（者）の身体の一部を補って日常生活を容易にするために補装具（義肢、車椅子、補聴器など）の購入や修理にかかる費用を給付する制度です。障がいの種別・程度によって給付できる補装具が決まっています。

## 日常生活用具費

重度の心身障がい児（者）に対し、日常生活を容易にするための特殊ベット、手すり、入浴補助具、ストマ用具等を給付する制度です。障がいの種別・程度によって給付できる日常生活用具が決まっています。



## 障がい児（者）の医療費助成

重度の心身障がい児（者）が病院・薬局等に支払った医療費（医療保険適用分）のうち、自己負担分について助成をする制度です。助成をするのは次の費用です。

※助成金の支給方法は自動償還払いですが、自動償還払い未対応の医療機関を受診した場合は領収書の提出が必要です。

☆助成対象者

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2所持者。

※所得状況により助成が制限される場合もあります。



## 障がい児の医療

【自立支援医療（精神通院）】

指定した医療機関において、精神疾患の治療のため、通院する場合に、医療費の自己負担の一部を公費で負担します。

【育成医療】

身体に障害のある18歳未満の児童、または現存する疾患を放置すると将来において障害が残ると認められる18歳未満の児童に対して、確実なる治療効果が期待し得るものである場合には、その治療費を一部公費負担します。

## 障害児福祉手当

障害児福祉手当は、在宅の精神又は身体の重度障害のための常時特別の介護を必要とするなどの負担を軽減する一助として手当を支給する制度です。

### ☆支給対象

精神又は、身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方

### ☆支給額

月額 14,850円（令和4年度）

※物価指数の動向で月額が変更される場合もあります。

### ☆支給時期

毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、それぞれの前月までの3ヶ月分を届けた金融機関の口座に振込みます。

### ☆支給制限

手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。



## その他福祉サービス

	サービス名	サービス内容
障害福祉サービス	児童発達支援 【対象：未就学児】	療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法などの機能訓練または医学的管理の下に支援が必要であると認められた障害児に対して、児童発達支援および治療を行います。
	放課後等デイサービス 【対象：就学児】	学校に就学（幼稚園、大学は除く）している障害児に対して、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所など集団生活を営む施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
地域生活支援事業	移動支援事業	社会生活上必要な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
	日中一時支援事業	日中において介護を受けることが困難な障がい者・児に関して一時的な見守り等の支援をします。

# 母子保健事業

☆問い合わせ先：与那原町 健康保険課 TEL 098-945-6633

## 親子健康手帳交付

妊娠したら、妊娠の届け出をし、「親子健康手帳及び妊婦健診受診券(14回分の妊婦健診が無料で受けられます)」の交付を受けます。交付時には保健師または管理栄養士による保健相談を行っています、お時間にゆとりをもってお越し下さい。妊娠や出産について気軽にご相談ください。

親子健康手帳は、妊娠・分娩・お子さんの健康記録に活用し、妊娠中から一貫した健康管理に役立つ大切なものです。



## 妊婦学級

お母さんの健康を守り丈夫な赤ちゃんを産むために、保健師、栄養士による教室を開催しています。(※現在は動画にて対応中。令和4年度下半期より実施予定)

## 新生児及び2か月児訪問

生後28日未満の新生児と母親に対して、無料で委託助産師が訪問し母乳育児の推進や産後の母の体調の確認、赤ちゃんの体重測定等保健指導を行います。

また、2か月児の乳児と母親に対し、町の保健師又は栄養士が訪問し生活リズムについて、この時期の発育発達について、母の産後のバランス食について保健指導を行います。(訪問時に予防接種の案内、問診票をお渡しします)



## こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を、母子保健推進員が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うと同時に、乳児健診受診票配布の案内をします。

(※現在新型コロナウイルス感染症拡大防止のため自粛中。令和4年度下半期より実施予定)

## 乳幼児健診及び健康相談

乳幼児の発達過程の大事な時期に、次の健診、健康相談が実施されます。  
※対象者には、個別に案内いたします。料金は無料です。



☆乳児一般健診：乳児期(1歳までの間)に前期と後期で2回実施します。

☆7か月児・1歳児健康相談(※現在は動画にて対応中。令和4年度下半期より実施予定)

☆1歳6か月児健診

☆2歳児歯科検診

☆3歳児健診



## 予防接種

法律より、伝染の恐れがある病気の発生及び、蔓延を予防するために乳幼児及び児童に対して、適切な時期にワクチンを接種します。

### ☆予防接種の種類と対象年齢

種類	対象年齢	ワクチンの種類	回数
H i b感染症	生後2か月～5歳に至るまで ※1	不活化	4回
小児肺炎球菌	生後2か月～5歳に至るまで ※1	不活化	4回
B型肝炎	生後12ヶ月に至るまで	不活化	3回
ジフテリア・破傷風 百日咳・ポリオ (4種混合)	生後3か月～7歳6か月に至るまで	不活化	4回
DT(2期)	11歳以上～13歳未満	不活化	1回
結核(BCG)	生後12ヶ月に至るまで	生	1回
MR(1期)	生後12か月～24か月に至るまで	生	1回
MR(2期)	小学校就学前の1年間	生	1回
水痘	生後12か月～36か月に至るまで	生	2回
日本脳炎(1期)	生後6か月～7歳6か月に至るまで	不活化	3回
日本脳炎(2期)	9歳以上～13歳未満	不活化	1回
ロタウイルス	1価：生後6週0日後～生後24週0日後まで ※2 5価：生後6週0日後～生後32週0日後まで ※2	生(経口)	1価：2回 5価：3回
ヒトパピローマ ウイルス感染症 (子宮頸がん)	12歳となる日の属する年度の初日から 16歳となる日の属する年度の末日までの 間にある女子※3	不活化	3回

※1：ヒブ及び肺炎球菌ワクチンは初回接種開始時期によって接種回数が異なります。

※2：1価、5価いずれか1種類を接種します。どちらのワクチンも1回目の接種は生後14週6日までに行うことが推奨されています。  
詳しくは健康保険課へお問合せください。

※3：公費で接種できるHPVワクチンは2価と4価です。





# お子さんが病気になったら

## 町内医療機関

名 称	住 所	電 話	診 療 科
あおぞら小児科	上与那原 340-1	098-946-1955	小児科・内科
与那原中央病院	字与那原 2905	098-945-8101	内・呼・消・循・外・ 整・肛・眼・皮・泌・ リハ・口外・透析
中村内科クリニック	与那原 3068-1	098-945-2587	内・呼・消・循・児
ながみね内科	字与那原 1121	098-882-0777	内・呼・消・循・訪
まつだクリニック	字与那原 3678	098-944-7400	整
野原整形外科	上与那原 341-2	098-946-1010	整・リハ・スポ
よなみね眼科	字東浜 94-1	098-944-1351	眼



## 電 話 相 談

<こども医療電話相談 #8000>

保護者の方が、休日・夜間のお子さんの急な病気にどう対処したらいいのか、病院を受診したほうがよいのかなど判断に迷った時に、#8000にダイヤルすると電話で看護師等と相談できるものです。







The background features a stylized landscape with layered mountains in shades of blue and green. A large white cloud with a scalloped edge is positioned in the middle. Below the cloud, a vibrant rainbow arches over a scene with a blue car, a house with a striped roof, and other smaller houses and trees. A blue bird and a red musical note are also visible on the left side.

# 与那原町役場

子育て支援課

電話 (098) 945-6520